

第九十四回国会 参議院農林水産委員会 會議録第二号

昭和五十六年二月二十四日(火曜日)

午後零時三十分開会

委員の異動

二月十日

辞任

高木 正明君

補欠選任

塚田十一郎君

二月十四日

辞任

下田 京子君

補欠選任

佐藤 昭夫君

二月十六日

辞任

塚田十一郎君

補欠選任

高木 正明君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

井上 吉夫君

北 修二君

坂元 親男君

鈴木 正一君

川村 清一君

中野 明君

熊谷太三郎君

下条進一郎君

鈴木 省吾君

高木 正明君

初村滝一郎君

降矢 敬雄君

坂倉 藤吾君

村沢 牧君

山田 譲君

鶴岡 洋君

中野 鉄造君

田淵 哲也君

喜屋武眞榮君

国務大臣

農林水産大臣

龜岡 高夫君

政府委員

農林水産政務次官

野呂田芳成君

農林水産大臣官房長

渡邊 五郎君

農林水産大臣官房技術審議官

山極 栄司君

農林水産大臣官房予算課長

京谷 昭夫君

農林水産省経済局長

松浦 昭君

農林水産省構造改善局長

杉山 克己君

農林水産省農畜園芸局長

二瓶 博君

農林水産省畜産局長

森実 孝郎君

農林水産省食品流通局長

渡邊 文雄君

農林水産技術会議事務局局長

川嶋 良一君

食糧庁長官

松本 作衛君

林野庁長官

須藤 徹男君

水産庁長官

今村 宣夫君

事務局側

常任委員会専門員

竹中 謙君

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査 (昭和五十六年度の農林水産省関係の施策及び予算に関する件)

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二月十四日、下田京子君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭夫君が選任されました。

○委員長(井上吉夫君) 農林水産政策に関する調査のうち、昭和五十六年度農林水産省関係の施策及び予算に関する件を議題といたします。

まず、農林水産大臣の所信を聴取いたします。農林水産大臣。

○国務大臣(龜岡高夫君) 農林水産委員会の開催に当たりまして、私の所信の一端を申し上げます。

私は、昨年七月農林水産大臣に就任いたしました。が、昨年は全国的に激甚な冷害に見舞われ、農作物被害は史上まれに見るものとなりました。このため、全省を挙げて各般の冷害対策を速やかに講じ、被害農家の救済に万全を期した次第であります。

また、今冬は、昨年十二月中旬以降、東北、北陸地方を中心として豪雪に見舞われ、農林水産関係についても、森林被害を初め大きな被害の発生を見ております。今回被害を受けた農林漁家の方々の御苦労はいかばかりかと深く思いをいたすとともに、衷心よりお見舞い申し上げる次第であります。先日は私自身も被災地に赴き被害の実態を直接調査したところでありますが、農林水産省といたしましては、被害状況の早期かつ的確な把握に努めるとともに、できるものから逐次対策を実施しているところであり、今後とも適切な対策を講じていく考えであります。

さて、わが国経済社会は、激動の七〇年代を乗り越え、新しい時代への過渡期に差しかかっております。すなわち、八〇年代は、石油を初めとする資源及び環境の面で、経済の安定成長、人口の高齢化、世界各国との相互依存関係の深まり、生活の質的向上や生きがいを目指す国民意識

の高まりなど経済社会の変化が見込まれております。一方、近年、世界各地で異常気象による農作物被害が発生しておりますが、長期的に見ても世界の食糧需給には樂觀を許さないものがあります。昨年は国会において「食糧自給力強化に関する決議」が全会一致で議決されたところであり、国民の間には食糧の安全保障に対する関心が高まっております。

言うまでもなく、農林水産業は、国民生活にとつて最も基礎的な物資である食糧を安定的に供給するという重要な使命を担っております。同時に、農林水産業は、多くの人々に就業の場を提供し、国土や自然環境を保全するなど多様な役割りを担っており、しかも、無限の自然エネルギーを使用するという長所や、経営者としての創意と工夫を発揮できるよさなどを有しております。

したがって、今後の農林水産行政の基本は、こうした農林水産業の役割りや国民経済全体からの要請を踏まえて、農林水産業の体質を強化し生産性を向上させつつ、総合的な食糧自給力の維持強化と国民生活の安定を図ることに置かなければならないものと考えます。

翻って今日のわが国の農林水産業の現状を見ますと、種々の大きな課題を抱えております。農業につきましては、米、牛乳、ミカンなどに見られる農産物需給の不均衡、土地利用型農業の経営規模拡大の停滞、農村社会における連帯感の希薄化、農村環境整備の立ちおくれなどの事態に直面しております。

また、林業につきましては、木材需要の伸び悩み、林業労働力の減少と高齢化などから林業生産活動が停滞し、中でも間伐等の保育管理が十分に行われておらず、また、木材関連産業が不振であるなど厳しい情勢にあります。

さらに、水産業につきましては、諸外国におけ

る二百海里規制の強化、燃油価格の高騰、水産物需要の停滞などの困難な局面を迎えております。私は、このような情勢を踏まえ、決意を新たにしまして、強力な農林水産行政を展開してまいりたいと存じております。

特に、昨年十月には、農政審議会から内閣総理大臣に「八〇年代の農政の基本方向」と「農産物の需要と生産の長期見通し」が答申されたところであります。今後は、これを尊重して、長期的視点に立った政策の推進を図ることとしております。本年は、答申の指示す方向に向かって現実の歩みが始まる重要な幕あけの年であり、国民各界の理解と合意を得ながら特段の努力を傾けてまいる所存であります。

そこで、昭和五十六年度の主要な農林水産施策について申し上げます。

まず、農業の振興について申し上げます。

第一は、構造政策の推進であります。今後、産業としての足腰の強い農業を確立し、総合的な食糧自給力の維持強化を図っていくためには、農地の流動化と有効利用を促進しつつ、生産性の高い意欲のある農業生産の担い手を育成確保するとともに、これを中核として地域農業の組織化を推進することが極めて重要であります。

このため、昨年施行された農用地利用増進法を構造政策の中軸に据えて地域農業の組織化と生産性の向上を図ることとし、農用地利用増進事業に積極的に取り組もうとする地区において、土地基盤、農業近代化施設、集落環境の整備等を総合的に行う農用地利用増進特別対策事業を新たに実施することとしております。

また、地域農業者の創意と意欲を生かした地域農政を推進するため、地域農業振興のための総合推進方策の策定、農業諸資源の有効利用の促進、農地流動化奨励金の交付等を行う事業を実施することとしております。

第二は、農業生産の再編成であります。地域の実態に即しつつ、過剰なものから不足するものへ需要の動向に応じて農業生産の再編成を

進めることは今日の農政の重要課題であります。特に、米の需給均衡の回復を図るため、米から他作物への転作を進めるなど水田利用再編成を推進しているところであります。水田利用再編第一期対策の三年間は、関係各位の御尽力により、い

れも目標を上回る成果を上げることができまいし。しかしながら、依然として過剰基調にある米需給の実勢に対処して農業生産の再編成を促進するため、五十六年度から五十八年度までの三年間にわたる水田利用再編第二期対策を実施することとし、転作等目標面積の拡大、団地化加算及び地域振興作物加算の新設等により、転作の一層の推進と定着化を図ることとしております。同時に、転作の推進のためには、その条件整備を図ることが急務であり、地域農業生産総合振興対策の推進、排水対策特別事業の拡充、制度資金を総合的に融資する地域農業再編整備資金制度の創設等諸般の対策を講ずることとしております。

また、米の需給均衡を回復するためには、米を中心とする日本型食生活が、栄養的観点からも、また総合的な食糧自給力を維持する観点からも、優れたものであることを重視しつつ、米の消費を維持拡大することが重要であります。そこで、転作の推進とあわせて、都道府県及び市町村段階において地域ぐるみの米消費拡大対策を推進するとともに、米飯学校給食の拡充を図るため学校給食用米穀の値引き売却を引き続き行うなど米の消費拡大対策を一層推進することとしております。

さらに、需要の動向に応じた農業生産を推進するため、小麦、大豆、飼料作物等の農作物の生産拡大と肉用牛生産の振興を図るとともに、牛乳、ミカンなど需給の不均衡が見られる農産物の生産を計画的に調整するなど品目ごとの事情に応じた諸対策を講ずることとしております。

第三は、農業基盤整備と技術の開発、普及の推進であります。農業生産の再編成と生産性の高い農業の実現を図るためには、農業基盤の整備と技術の開発、普及が極めて重要であります。

農業基盤整備事業の推進につきましては、水田利用再編対策の円滑な実施等に配慮し、排水対策など水田の汎用化のための事業、畑作の振興のための事業等に重点を置いて実施することとしております。

技術開発につきましては、今後、小麦、大豆、飼料作物などの品種改良や栽培技術の改善等を一層強力に進めることとしております。また、総合的な視点に立って、各専門分野で開発された技術を素材とした新しい農業技術体系の開発を推進するため、農事試験場を廃止して農業研究センターを新たに設置するなど技術に関する組織体制の整備を図ってまいるのであります。

第四は、活力に満ちた住みよい農山漁村の建設であります。

近年、兼業化、混住化の進展、高齢化の進行等により農山漁村は大きく変貌し、連帯感の希薄化や集落機能低下の傾向が見られます。今後、構造政策を初めとする各般の施策の円滑な推進を図り、後継者の育成確保を図るために、農山漁村における連帯感の回復を資する地域住民一体となった村づくりを進め、農山漁業者が農山漁村に定住できる条件を整備することが重要であります。

このため、生産面、生活面を一体とした総合的な農村環境の整備と地域社会づくりについての住民の合意形成を促進するとともに、農業者年金制度の充実や農山漁村における健康の増進、就業機会の確保等のための諸事業の拡充を図ることとしております。

第五は、農産物価格の安定と流通加工の効率化であります。

価格政策は、農産物価格の過度の変動を防止して農業者所得と消費者家計の安定を図り、また、需要の動向に応じた農業生産の再編成を進めるなどの上から重要な役割を担っております。このため、生産対策、構造政策等各般の施策の推進と相まって、農産物のそれぞれの特性に応じた価格安定制度の適正な運用に努めてまいるのであります。

また、食糧管理制度・運営の改善につきましては、米の過剰、質の面で需要の多様化などにかんがみ、米の生産、流通、消費の各面にわたる検討を進め、政府買入れ価格の品質格差の導入など可能なものから逐次実施に移しているところであり、今後ともさらに一層このような改善努力を続けたいと考えております。特に、食糧管理法につきましては、今後とも政府が国民に対する責任を持って米の安定的な供給を確保するという責任の基本的な維持しつつ、食糧不足を前提とした現行制度のもとで制度のたてまえと実態が乖離している点の是正を中心に、いかなる需給事情のもとでも弾力的に適応できる制度に改める方向で関係方面との調整を含めその検討を急いでいるところであります。

次に、消費者の食料需要の多様化、高度化等に伴い、流通、加工、外食等を包摂した食品産業は、国民に食料を安定的に供給する上で農業と並ぶ重要な役割を果たすに至っております。したがって、食料消費の動向に対応して安定した価格で良質、安全な食品を消費者に供給するためには、食品産業の生産性の向上と体質の強化を図ることが必要であります。このため、中長期の展望に立った食品産業政策のビジョンを検討確立するとともに、技術水準の向上、原料調達安定化、卸売市場の計画的整備、卸、小売業の近代化等による流通の合理化、外食産業の経営の近代化等の施策を総合的に推進することとしております。

さらに、以上のような各般の施策を通じて総合的な食糧自給力の維持強化を図るほか、農産物等の備蓄対策の強化や輸入の安定的確保に努める考えであります。

また、開発途上地域等への農林水産業開発協力につきましては、先般のASEAN諸国訪問の際特にその重要性を再認識したところであり、農林水産業、農村の開発への協力を通じ今後ともこれら地域の食糧増産等を積極的に支援していく考えであります。

このほか、農業災害補償制度の充実、金融の整備充実等を図ることとしております。さらに、厳しさを加えている石油、エネルギー情勢に対処するため、農林水産省門におけるエネルギー需給の安定を図るとともに、石油代替エネルギーの開発利用や省エネルギー型農林水産業の推進に努める考えであります。

次に、林業の振興について申し上げます。

森林・林業につきましては、木材等林産物の安定的供給を確保するとともに、豊かな国土を保全し、活力ある山村の育成を図るという観点に立つて、森林資源の整備充実と林業の振興のための施策を強力に推進してまいりております。

このため、造林、治山、林道事業を計画的に推進するほか、新たに、集団的、計画的な間伐を促進するため、間伐材の生産から流通加工に至る総合的な間伐促進対策を実施することとしております。

また、国産材の供給体制づくりと魅力ある山村地域社会の形成を行う新林業構造改善事業を計画的に推進するとともに、若年林業労働者や林業後継者などの担い手を育成、確保する事業を新たに発足させることとしており、引き続き木材関連産業の経営の安定に努めることとしております。

なお、引き続き、国有林野事業の経営改善を計画的に推進することとしております。

次に、水産業の振興について申し上げます。

水産業は、四面を豊かな海に囲まれたわが国において、国民の必要とする動物性たん白質を供給する上で極めて重要な役割を担っており、また、水産物の振興に直結してまいります。

しかしながら、今日、諸外国における二百海里規制の強化、燃油価格の高騰、水産物需要の停滞等の厳しい事態に直面しております。このような情勢に対処しつつ、今後、水産業の発展と水産物の安定供給を図るためには、わが国周辺水域の水産資源の維持増進とその高度利用を進めるとともに、遠洋漁場の確保に努めることが肝要であります。このため、沿岸漁場の整備開発、栽培漁業

関係施策の一層の推進により、「つくる漁業」を強力に推進するとともに、漁業交渉、漁業協力など漁業外交面での努力を粘り強く展開してまいりて存であります。

また、厳しい情勢のもとに置かれていた漁業経営問題に対処するため、燃油対策特別資金及び経営維持安定資金の融資枠の拡大等を図るとともに、自主的な生産構造再編成推進のための助成を行うなど経営安定対策の充実を図ることとしております。

さらに、漁船に係る総合的な災害補償制度の確立を図るため、かねて試験実施してきた漁船船主責任保険を本格実施する考えであります。

以上申し述べた農林水産業の振興に関する諸施策を推進するため、五十六年度予算編成に際しましては、厳しい財政事情のもとで、必要な予算の確保に努めたところであります。

また、施策の展開に伴い必要となる法制の整備につきましても、目下、鋭意法律案の作成を進めているところであり、本委員会においてよくよく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上、所信の一端を申し上げましたが、私は、農林水産省創立百周年を迎える本年、諸先輩がこれまで重ねられた業績を糧としつつ、農林水産業に携わっておられる皆様にも明るい希望を持っていただけるよう、農林水産業の発展のため全力を傾けてまいりて覚悟であります。

委員各位におかれましては、農林水産行政推進のため、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(井上吉夫君) 次に、昭和五十六年度農林水産省関係予算について説明を聴取いたします。

○政府委員(野呂田芳成君) 昭和五十六年度農林水産関係予算について、その概要を御説明申し上げます。

昭和五十六年度一般会計における農林水産関係予算の総額は、総理府など他省庁所管の関係予算を含めて三兆六千九百二十五億円で対前年比三

%、一千八百五億円の増加となっております。以下、予算の重点事項について御説明いたします。

第一に、地域の実態に即した構造政策の推進と農業生産体制の再編成に関する予算について申し上げます。

農業構造の改善と需要の動向に即応した農業生産体制を確立するためには、地域の実態に即しつつ、農用地利用増進対策、水田利用再編成対策等の積極的な推進を図る必要があります。

このため、農用地利用増進法を構造政策の中軸に据えて地域農業の組織化と生産性の向上を図られるよう、農用地利用増進事業に積極的に取り組むようとする地区において、土地基盤、農業近代化施設、集落環境の整備等を総合的に行う農用地利用増進特別対策事業を新たに実施することとし、八十一億円を計上しております。

また、地域に立脚した農政を推進し、構造対策、生産対策、農村整備対策、農村の就業改善対策等を総合的に実施するため、農村地域農政総合推進事業を推進することとしております。

次に、水田利用再編成対策につきましては、五十六年度から五十八年度までの三カ年間にわたる第二期対策を実施することとしておりますが、転作積の拡大、団地化加算及び地域振興作物加算の新設等を行うこととし、奨励補助金等として三千四百二十九億円を計上しております。

また、これに関連して、新たに、転作田の連担団地化、高度な畑作経営転換農家の育成を図る事業を実施するなど、転作条件の整備の一層の推進を図ることとしております。

さらに、水田利用再編成第二期対策、農用地利用増進法の実施等を踏まえつつ、地域ぐるみで農業生産の再編成が図られるよう、制度資金の総合的な融資方式として地域農業再編成資金制度を創設することとし、三百五十億円の貸付枠を確保しております。

このほか、新農業構造改善事業、地域農業生産

総合振興対策等につきましても、引き続きその計画的な推進を図ることとしております。

第二に、農業生産対策等につきましても、需要の動向に即して実施することが肝要であり、このため、小麦、大豆、飼料作物等の生産拡大を進めるとともに、野菜、果実、畜産物等につきましても、それぞれの需給状況に応じて、きめ細かな生産対策、価格対策等を講ずることとしております。

五十六年度予算に関しては、特に麦、野菜及び肉用牛について御説明いたします。

まず、麦につきましては、品質の向上と物流の合理化を図るため、生産の団地化を促進するとともに、新たに中小規模産地のバラ流通施設の整備を行うこととしております。

また、野菜につきましては、集団的な野菜産地の整備育成を推進するとともに、野菜の作柄の安定を図るため、新たに、作柄の変動要因を診断、解明し、産地の実情に応じて、土層改良、地力増強施設の整備等を総合的に実施することとしております。

さらに、肉用牛につきましては、生産の一層の振興を図るため、新たに、肉用牛生産の中核となる地域における繁殖経営の規模拡大、稲作転換地域における肉用牛経営の創設等を行う肉用牛生産振興特別対策を実施することとしております。

なお、これらの生産対策とあわせて、大豆、飼料穀物の備蓄の充実を図ることとしております。

第三に、農業生産基盤整備の推進であります。国の公共事業関係費につきましても、厳しい財政事情にかんがみ、引き続き抑制を図ることとし、その総額において前年度と同額にとどめるといたしたところでありますが、農業生産力向上のための基礎的条件である農業生産基盤の整備につきましても、需要の動向に即した農業生産の再編成等現下の農業を取り巻く諸情勢に対応し、排水対策、畑地帯の整備、農村環境の整備等に重点を置いてこれを積極的に推進することとし、前年度を若干上回る八千九百九十七億円を計

上しております。

第四に、農林漁業を基盤とする住みよい農山漁村を建設するため、生産環境、生活環境等の総合的な整備を推進するとともに、地域住民の福祉の向上に努めることとしております。

このため、農村総合整備事業、農村地域定住促進対策事業、第三期山村振興農林漁業対策事業等の積極的な推進を図るとともに、新たに、自主的な共同活動計画の策定等を通じて、地域社会づくりについての住民の合意形成を促進することとしております。

次に、農業者年金につきましては、財政再計算を実施して給付水準及び保険料の見直しを行うとともに、保険料割引措置の適用を受ける後継者の範囲を拡大する等の制度改正を行うこととしております。

また、沿岸漁業者の福祉の増進と漁業の担い手の確保に資するため、新たに漁業者団体が実施する自主的な漁業者高齢福祉共済の推進を図ることとしております。

第五に、食料品に対する需要の多様化に対応して農産物等を適正な価格で安定的に供給するため、生産対策等とあわせて、流通加工の合理化、消費者対策の充実を図ることとしております。

このため、食品産業の一層の近代化を進めることとし、中長期の展望に立った食品産業政策のビジョンの検討確立、大学、国公立研究機関との連携による民間企業の食品工業技術開発の推進、国産原料調達安定化、地域食品工業の振興、外食産業対策の強化等の施策を総合的に推進することとしております。

また、生鮮食料品流通の要となる卸売市場の計画的な整備を推進するため、百七十一億円を計上しております。生鮮食料品等の域内流通・消費の促進に必要な施設の整備を進めることとしております。

次に、総合的な食糧自給力の維持に資するためにも、わが国の風土・資源に適合した日本型食生活の定着を図ることが必要であります。

このため、米につきまして、地域に密着した米の消費拡大を推進するとともに、学校給食用米穀の値引き売却等による米飯学校給食の計画的拡充、米食の啓蒙普及活動の展開等を進めることとしております。

第六に、農業技術の開発につきましては、未利用資源を食糧、エネルギー等として利用するためのバイオマス利用技術の研究に着手するとともに、野草の牧草化、超多収作物の開発等試験研究の充実強化を図ることとしております。

また、筑波農林研究団地への専門別試験研究機関の移転を機会に、各機関で開発された高度な技術を素材とした新しい農業技術体系を確立するため、農事試験場を廃止して、新たに農業研究センターを設置することとしております。

第七に、金融につきましては、農林漁業金融公庫資金及び農業近代化資金の所要の貸付枠を確保するほか、先ほど申し上げましたように、地域ぐるみで農業生産の再編成が図られるよう、これらの資金の総合的な融資方式として地域農業再編整備資金制度を創設することとしております。

また、農業改良資金等につきましても、その拡充を図ることとしております。

第八に、森林・林業施策に関する予算について申し上げます。

森林・林業施策につきましては、国内林業生産の振興と森林の公益的機能とを調和させつつ推進していくこととしております。

まず、林道、造林及び治山事業につきましては、二千八百七十八億円を計上し、計画的にその推進を図るとともに、新林業構造改善事業、マツクイムシ被害対策等を拡充することとしております。

次に、森林資源の整備充実を図る上で間伐の総合的、計画的な促進が重要であることから、新たに、集団的な間伐の促進、流通加工体制の整備等を総合的に実施する間伐促進総合対策を充足させることとし、五十七億円を計上しております。

また、わが国木材工業の原料供給の安定化に資

するため、南洋材等の代替原料の開発利用の促進を図るほか、国産材の供給体制を整備するために必要な国産材産業振興資金の貸付枠の拡大等林業金融の充実を図ることとしております。

さらに、基幹林業作業士の育成等の担い手対策、森林組合の育成対策につきましても、その拡充強化を図ることとしております。

第九に、水産業の振興に関する予算について申し上げます。

まず、本格的な二百海里時代の到来に対処して、わが国周辺水域内の水産資源の維持増進と高度利用を図り、「つくる漁業」を積極的に推進する必要があります。

このため、沿岸漁場の整備開発を促進するとともに、新たに、地域の実態に即した栽培漁業の推進を図るための拠点づくりを行う事業を実施する等栽培漁業施策を充実することとしております。

また、サケ・マスふ化放流事業、新沿岸漁業構造改善事業、内水面漁業の振興対策等を推進することとしております。

次に、燃油価格の上昇等によりきわめて困難な状況にある漁業経営の安定を図るため、漁業用燃油対策特別資金及び漁業経営維持安定資金の貸付枠の拡大を図るほか、五十六年度の償還に係る漁業経営維持安定資金等について中間据え置き期間の設定、償還期限の延長の措置を講ずるとともに、業界による自主的な生産構造再編成推進のための助成を行うこととしております。

また、漁港施設につきましては、一千六百五十二億円を計上し、その整備を促進するとともに、新たな海岸事業五カ年計画に基づき、漁港区域内の海岸の整備事業を推進することとしております。

さらに、海洋水産資源や海外漁場の開発、確保、水産物の流通加工対策の充実等に努めるほか、漁船船主責任保険の本格実施を図ることとしております。

次に、特別会計予算について御説明いたします。まず、食糧管理特別会計につきましては、先ほ

ど申し上げましたように、米の消費拡大を一層積極的に推進するほか、本年四月から米麦の政府売り渡し価格の改定措置を講ずる等食糧管理制度の運営の改善に努めることとし、一般会計から調整勘定への繰入額を五千六百七十億円に減額したところであります。

また、五十四年度から計画的に実施している過剰米の処分に関する経費として、一般会計から国内米管理勘定へ八百四十七億円を繰り入れることとしております。

国有林野事業特別会計につきましては、国有林野事業の経営改善を計画的に推進することとし、事業運営の改善合理化等の自主的努力とあわせて、国有林野における造林、林道事業に対する一般会計からの繰り入れ及び財政投融資資金の導入の拡大を図ることとしております。

また、農業共済再保険等の各特別会計につきましても、それぞれ所要の予算を計上しております。

最後に、財政投融資計画につきましては、農林漁業金融公庫等総額八千四百八十三億円の資金運用部資金等の借り入れを予定しております。

これをもちまして、昭和五十六年度農林水産関係予算の概要の説明を終わります。

○委員長(井上吉夫君) 本件に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(井上吉夫君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

豪雪による森林等の被害の実情調査のため、福島県に委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林年金制度の改善に関する請願(第四号)

(第四一七号)

一、昭和五十六年度農林年金制度改善に関する請願(第一八八号)

一、学校給食用牛乳供給事業に関する請願(第一七二号)

一、米の消費拡大対策強化に関する請願(第一七三三号)

一、漁業者老齢福祉共済制度の創設に対する助成等に関する請願(第一八〇号)

一、農業基盤整備事業の予算わくの拡大に関する請願(第一八二二号)

一、学校給食用牛乳供給事業の継続実施と拡大に関する請願(第一八二二号)

一、農業改良普及事業の縮減反対に関する請願(第一八三三三号)

一、さけ・ます増殖事業の拡充強化に関する請願(第一八四四号)

一、水田利用再編第二期対策における飼料穀物等の制度改善に関する請願(第二三四号)

第四号 昭和五十五年十二月二十二日受理

農林年金制度の改善に関する請願

請願者 北海道虻田郡留寿都村留寿都 天

満豊外二百二十四名

紹介議員 川村 清一君

一、農林年金に対する国庫負担三十パーセントを目標に、当面給付費に対する国庫補助二十パーセント、財源調整費三パーセントとに引き上げること。

二、掛金率の負担割合を当面、労働者三、使用者七とするよう法制化すること。

三、遺族年金の給付水準は、退職年金の八十パーセントとする。

第四号 昭和五十五年十二月二十四日受理

農林年金制度の健全な運営を図るため、次の事項

一、給付費に対する国庫補助率を二十パーセントに引き上げるとともに財源調整補助率を三パーセントとすること。また、事務費補助額の増額を図ること。

二、既裁定年金の改善については、公務員給与の上昇率に合わせて引き上げること。

三、既裁定年金・新規裁定年金とも、定額部分を物価上昇率に合わせて引き上げること。

四、旧法年金の最低保障額を法本則の最低保障額に改めること。

五、共済制度共通の制度改正に対応するとともに、所要の整備を図ること。

六、既裁定年金改定時期を、公務員給与改定と同時期にすること。

七、遺族年金の給付額を改善すること。

八、年金課税の際の諸控除の額を更に引き上げる

九、通算退職年金・通算遺族年金の年二回支給を年四回支給に改めること。

第一七二二号 昭和五十五年十二月二十七日受理

学校給食用牛乳供給事業に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

県議会議員 長谷川 信君

紹介議員 長谷川 信君

牛乳は、国民の体位向上、特に成長期にある児童、生徒の体位向上等に必要不可欠の食品であり、このため、昭和三十二年頃から学校給食用牛乳供給事業として実施されているところである。しかしながら、最近、学校給食用牛乳供給事業交付金の打ち切り、あるいは一部削減が伝えられており、このことは単に学校給食用牛乳の供給量が減少するだけでなく、現在推進されている生乳の需給調整対策及び消費拡大対策に重大な障害となることは明白であり、ひいては我が国の酪農、乳業界に与える影響は極めて大きいものがある。よって、かかる現状を深く認識し、学校給食用牛乳について、より一層の促進を図るとともに、学校給食

セントとすること。

四、沖繩の農林年金期間を完全通算とし、これに要する一切の財源は国が負担すること。

五、今後の年金スライドの実施時期は毎年四月一日からとすること。また、年金の支払いを毎月とすること。

六、年金を課税の対象としないこと。

理由

今年度は農林年金の財政再計算期にあたつており、農林水産省の国会答弁では、千分の二十に近い掛金率の引上げを明らかにし、農林漁業団体及び四十七万組合員の負担の増加を表明している。しかしながら、農林漁業団体労働者の賃金は他産業よりも低く、加えてインフレ、高物価、重税等により、現在以上に掛金を負担することは、既に限界にきている。したがって、不足財源の解消は国と経営者の負担において解決することが基本である。よって、年金改定に伴う第九十一回国会における附帯決議にもあるとおり、「組合員負担の急激な増加をきたさない」ためにも、国庫負担の増額を中心に、制度の改善を図るよう望むものである。

第四一七号 昭和五十五年十二月二十三日受理

農林年金制度の改善に関する請願

請願者 北海道岩内郡岩内町万代一岩内郡

漁業協同組合職員協議会内 榊田

実外二百十八名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一八号 昭和五十五年十二月二十四日受理

昭和五十六年度農林年金制度改善に関する請願

(二通)

請願者 佐賀市神野町一本松佐賀県農林年

金受給者連盟内 吉田忠外百七十

九名

紹介議員 鍋島 直紹君

農林年金制度の健全な運営を図るため、次の事項

一、給付費に対する国庫補助率を二十パーセントに引き上げるとともに財源調整補助率を三パーセントとすること。また、事務費補助額の増額を図ること。

二、既裁定年金の改善については、公務員給与の上昇率に合わせて引き上げること。

三、既裁定年金・新規裁定年金とも、定額部分を物価上昇率に合わせて引き上げること。

四、旧法年金の最低保障額を法本則の最低保障額に改めること。

五、共済制度共通の制度改正に対応するとともに、所要の整備を図ること。

六、既裁定年金改定時期を、公務員給与改定と同時期にすること。

七、遺族年金の給付額を改善すること。

八、年金課税の際の諸控除の額を更に引き上げる

九、通算退職年金・通算遺族年金の年二回支給を年四回支給に改めること。

第一七二二号 昭和五十五年十二月二十七日受理

学校給食用牛乳供給事業に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

県議会議員 長谷川 信君

紹介議員 長谷川 信君

牛乳は、国民の体位向上、特に成長期にある児童、生徒の体位向上等に必要不可欠の食品であり、このため、昭和三十二年頃から学校給食用牛乳供給事業として実施されているところである。しかしながら、最近、学校給食用牛乳供給事業交付金の打ち切り、あるいは一部削減が伝えられており、このことは単に学校給食用牛乳の供給量が減少するだけでなく、現在推進されている生乳の需給調整対策及び消費拡大対策に重大な障害となることは明白であり、ひいては我が国の酪農、乳業界に与える影響は極めて大きいものがある。よって、かかる現状を深く認識し、学校給食用牛乳について、より一層の促進を図るとともに、学校給食

用牛乳供給事業交付金の恒久的な継続措置を講ぜられた。

第一七三三号 昭和五十五年十二月二十七日受理

米の消費拡大対策強化に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

県議会議員 長谷川 信君

紹介議員 長谷川 信君

国民の主食であり、我が国の風土に適した米については、十分な国内供給力を有しているにもかかわらず、その消費は年々減少傾向にあり、今日、大きな社会的課題となつていところである。国においても、米食に対する正しい知識の啓もう普及、学校における米飯給食の計画的拡充、米の新加工品の開発、普及など、米の消費拡大対策を推進しているところであるが、いまだ十分とはいえない現状である。特に、学校における米飯給食から培われる食習慣は、幼少年期の食生活によつて影響される面が大きく、将来の米食に重要な意味をもつものである。よって、長期的視点に立つて、米の需要拡大を積極的に推進するため、一層の拡充強化を図られたい。

第一八〇号 昭和五十六年一月六日受理

漁業者老齢福祉共済制度の創設に対する助成等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会議員 高橋清孝

紹介議員 岩手 道行君

漁業者に対する福祉の充実向上を図るため、漁業者老齢福祉共済制度の創設にあたり、積極的な助成措置及び税制上の優遇措置を講ぜられたい。

理由

国民の食糧たん白供給の一翼を担う水産業が永続的に発展を遂げていくためには、漁業者に対する福祉の充実向上は欠くことのできない重要課題である。農業者には農業者年金制度があり、林業従事者には林業従事者退職共済制度があるが、漁業者についてはこうした福祉対策がた遅れてい

る。現在、漁協系統組織で「漁業者老齢福祉共済制度」の創設が計画されているところであるが、ついではこの制度の実施にあたり農業者及び林業従事者と同様に漁業者の負担を軽減するために、積極的な助成措置及び税制上の優遇措置を講ずるよう強く要望するものである。

第一八一号 昭和五十六年一月六日受理

農業基盤整備事業の予算の拡大に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 高橋清孝

農業基盤整備事業の予算を、水田利用再編対策及び冷害恒久対策の推進のため拡大されたい。

理由
農業基盤整備事業は、農政の重要な課題である水田利用再編対策の推進にとつて、また農用地の高度利用、高生産性農業の確立にとつて、必要、不可欠であるとともに、たち遅れている農村生活環境の整備を図るためにも極めて重要な事業である。ことに昭和五十五年度岩手県を襲つた未曾有の冷害による農民の沈滞した當農意欲の高揚を図ると同時に、冷害恒久対策としての基盤整備事業の実施を積極的に推進していかなければならない。したがつて、昭和五十六年度予算においては、食糧供給基地を目指す本県の農業事情と激甚災害法の適用県としての特殊性を十分勘案し、本事業にかかわる予算の拡大について特別の措置を講ずるよう要望するものである。

第一八二号 昭和五十六年一月六日受理
学校給食用牛乳供給事業の継続実施と拡大に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君
牛乳は、国民の体位向上、特に成長期にある児童、生徒の体位向上等に必要、不可欠の食品であり、このため、児童、生徒に対する学校給食牛乳

が開始され、昭和四十年には、酪農振興法の一部改正による法制化が行われ、完全供給の道が確立されるなかで普及向上が図られてきた。近年、学校給食牛乳の供給量は、土曜日供給、調理用牛乳の普及に努力した結果、年々、児童、生徒が減少するなかで上昇するなど、供給量の増大に努力している実情である。このような状況のなかで、学校給食用牛乳に対する国庫補助が中止されるような事態が生じた場合、単に学校給食牛乳の供給量が減少するだけでなく、大幅な牛乳需要の減退を招き、現在、生乳需給の不均衡に對して、計画生産と併せて強力に推進されている消費拡大の推進に重大な支障を来し、生乳需給の不均衡解消が困難になるばかりでなく、酪農、乳業界に重大な影響を及ぼすおそれがある。ついで、学校給食用牛乳供給事業を継続実施するとともに、幼稚園給食の制度化、保育園、高等学校等についても対象とするなど、事業の拡大を強く要望する。

第一八三号 昭和五十六年一月六日受理

農業改良普及事業の縮減反対に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君
農業改良普及事業のより一層の強化充実に図られたい。

理由
先に行政管理局は、行政改革の一環として農林水産省に農業生活改良普及員、畜産改良指導員等の縮減を勧告したが、(一)米の生産調整が一段と強化される情勢の下で、岩手県は地域の特性に合致した、しかも産地間競争に耐える農業に再編して農業主産県としての地位を確保しなければならぬが、そのためには農業の指導体制の弱体化は極めて問題である。(二)需要動向に即する農業の再編のためには、農業施策の適切な誘導が必要であり、このためには行政と農業をつなぐ唯一のパイプ役としての改良普及員の役割が極めて重要である。(三)農村の生活環境問題、健康問題等を克服し

て、農業生産の拡大と、豊かで活力に満ちた魅力ある農村社会を建設するためには、それを主体的に推進する人づくりなど、意識改革が重要であつて、これを主要な職務とする普及事業の後退は、本県農業の後退につながる。などの観点から農業改良普及事業等の縮減に反対し、充実強化のため積極的な施策を講ずべきである。

第一八四号 昭和五十六年一月六日受理

増殖事業の拡充強化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 高橋清孝

我が国北部海域において、さけ・ます資源を飛躍的に増大させることは、国民に対する動物性たん白の確保と漁民の所得向上のために、極めて重要かつ緊急を要することである。ついで、資源増大の基盤となる増殖関連施設の整備及びその円滑な運営を図るため、次の事項について拡充強化の措置を講ぜられたい。
一、さけ・ます遡上河川の恒久的な河口閉塞解消のため、技術開発を行うこと。
二、さけ・ます資源増大対策調査について、既利用河川の水文調査が実施できるよう、調査対象範囲の拡大を図ること。
三、複数県にまたがる大河川のさけ資源の開発を図るために必要な基礎的調査を実施すること。

第二三四号 昭和五十六年一月十四日受理

水田利用再編第二期対策における飼料穀物等の制度改善に関する請願
請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三八
茨城県議会議長 塚本育造

紹介議員 郡 祐一君
一、水田利用再編第二期対策の転作等目標面積の配分は、適地適産等地域分担、地域農業の振興に支障をきたすものであるから、その是正について、今後とも検討するとともに地域に適合した農業生産の振興に必要な施策の総合的充実に

万全を期すること。
二、飼料専用米の開発及び制度的位置づけを明確にするともに、先駆的に実施する飼料専用米を転作物として扱うことができるようにすること。
三、水田利用再編対策制度の地域の実情に応じた弾力的な運用を図るとともに、条件整備の確保に万全を期すること。
四、湿地対策に対する土地基盤整備事業を促進すること。

理由
今回、茨城県に配分された水田利用再編第二期対策の転作等目標面積等は、湿地率が高く、かつ、転作物の定着性の困難な条件をもつ本県にとつては、極めて厳しく受け止めざるを得ないところである。

二月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、農林年金制度の改善に関する請願(第三四三号)
第三四三三三 昭和五十六年一月三十日受理
農林年金制度の改善に関する請願
請願者 北海道上川郡清水町北二条八ノ七
佐々木英二外百六十二名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、漁船損害補償法の一部を改正する法律案
漁船損害補償法の一部を改正する法律案
漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

目次中

第一章	漁船保險組合の漁船保險事業
第一節	通則（第八十九條—第一百十條）
第二節	普通損害保險及び特殊保險（第一百十一條—第一百十三條の八）
第三節	満期保險（第一百十三條の九—第一百十三條の十七）
第四章	政府の再保險事業（第一百十四條—第一百二十六條）
第五章	漁船保險中央會（第一百二十七條—第一百三十八條）

に改める』

第一条中、「不慮の」を「不慮の」に、「容易にし」を「容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止するための措置（以下「漁船損害等補償」という。）を定め」に改める。

第二条を次のように改める。

(漁船損害等補償)

第二条 漁船損害等補償は、次の事業により行

一 漁船保險組合が行う漁船保險事業、漁船舶主責任保險事業及び漁船乗組船主保險事業（以下「漁船保險事業等」という。）

二 漁船保険中央会が行う漁船船主責任保険再保険事業及び漁船乗組船主保険再保険事業（以下「漁船船主責任保険再保険事業等」と

三 政府が行う漁船保険再保険事業及び前号の漁船船主責任保険再保険事業に係る再保険事業（以下「漁船保険再保険事業等」という。）

第三条第四項中「準ずるもの」の下に、「以下「戦乱等」という。」を加え、「損害が生じた場合に保険金額を支払う保険」を「生じた損害をてん補する漁船保険」に改め、「満了した場合」の下に「に保険金を支払い」を加え、同条に次の二項を加える。

5 この法律において「漁船船主責任保険」とは、戦乱等によるものを除き、漁船の所有者又

は使用者（所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。以下同じ。）が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならぬものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する相互保険であつて、この法律により行ふものをいう。

6 この法律において「漁船乗組船主保険」とは、戦乱等によるものを除き、漁船の所有者又は使用者であつてその所有し、又は所有権以外

の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他のの省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払ふ相互保険であつて、この法律により行ふものをいう。

第四条中「漁船につき、漁船保険事業」を「漁船に關し漁船保険事業等」に改める。

第七條第三項中「もつばら」を「専ら」に改め、「もののみを」の下に「漁船保険の」を加える。

第十二条中「漁船損害補償」を「漁船損害等補償」に改め、「書類」の下に「（漁船乗組船主保険事業及び漁船乗組船主保険再保険事業に関する書類を除く。）」を加える。

第二十一条第一項中「左の」を「次の」に改め、第六号を次のように改める。

六 漁船保険の保険の目的
第二十一条第一項中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

七 漁船保険、漁船舶主責任保険及び漁船乗組船主保険（以下「漁船保険等」という。）の

第二十二条中「有する者は、」の下に「漁船保
 険料率を加へ、」(所有権以外の権原に基づき漁船保

第二十三条第一項中「期間内に」の下に「漁船の使用する者をいう。以下同じ。」を削る。

漁船保険の」を加え、「別段の定」を「別段の定め」に改める。

第二十四条第二項中「左の」を「次の」に改

め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に
「定」を「定め」に改め、同項第一号中「保険関
係」を「漁船保険の保険関係」に改める。

第二十五条第一項中「保険の目的」を「漁船保
険の保険の目的」に、「第九十六条第一項」を
「第九十六条の二第二項」に、「第九十六条の二第
百十一条の二第二項」に、「第九十六条の二第

三項」を「第百十一條の第三項」に、「第九十
六條の第三項」を「第九十五條第二項」に改め、
「保險關係」を「漁船保險の保險關係」に改め、

同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第九十六条第三項の規定による」を「同項ただし書中の規定による漁船保険の」に改める。

第二十五条の二「漁船保険の目的」を、「第九十六条の二第一項」を「第九十六条の三第三項」に、「第九十六条第二項」を「第九十五条第二項又は第一百一条の第二項」を

二項」に「第九十六条の二第三項」を「第一百
一条の三第三項」に改め、「又は第九十六条の三
第二項」を削り、「保険関係」を「漁船保険の保
険関係」に改める。

第二十七条第一項中「脱退した」を「組合を脱退した」に、「保険関係は」を「当該組合と当該組合員との間に成立している漁船保険の保険関係は、すべて」に改め、同条第二項中「及び保険金

額」を「の支払及び保険金の額」に、「免かれる」を「免れる」に改める。

第四十一条中「漁船損害補償法第三十一条第一

項及び「を」を「漁船損害等補償法第三十一条第一項及び」に改める。

第五十一条第一項中「保険關係は」を「当該組合と組合員との間に成立している漁船保険等の保険關係」と改める。

險関係は、すべてに改め、同条第二項中「普通損害保険及び特殊保険」を「漁船保険等（満期保険を除く。）」に、「附加保険料」を「付加保険料

第六十二條中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。
第六十三條第二項中「左の」を「次の」に改

め、同項第一号中「第十二号及び第十三号」を「第十三号及び第十四号」に改める。

第八十三条中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。

第三章の章名中「漁船保険事業」を「漁船保険事業等」に改める。

第八十九条及び第八十九条の二を削り、第九十条中「組合」の下に「当該保険関係に係る」を加え、同条を第八十九条とし、第九十一条から第九十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第九十四条の見出し中「てん補責任」を「保険責任」に改め、同条中「損害をてん補する責任」を「保険責任」に、「定」を「定め」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十五条中「損害をてん補の責任」を「保険責任」に改め、「事故」の下に「漁船舶主責任保険にあつては、漁船の運航に伴つて生ずる不慮の費用又は損害であつて、漁船の所有者又は使用者が負担し、又は賠償するもののうち、当該保険に係るもの。以下同じ。」を、「当該漁船保険」の下に、「漁船舶主責任保険又は漁船乗組船主保険」を加え、同条を第九十四条とする。

第九十六条の前の見出し、同条及び第九十六条の二を削る。

第九十六条の三第一項中「保険の目的」を「漁船保険の保険の目的」に改め、「当該保険関係」の下に「（当該漁船に係る漁船舶主責任保険又は漁船乗組船主保険の保険関係が成立している場合に於ては、これらの保険関係を含むすべての保険関係）」を加え、同条第二項中「保険関係が存続する保険の目的たる」を「存続するものとされる保険関係に係る」に改め、同条を第九十五条とする。

第九十七条を削る。

第九十八条の見出し中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条中「漁船保険」の下に「漁船舶主責任保険又は漁船乗組船主保険」を加え、「且つ」を「かつ」に、「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条ただし書中「但し、附加保険

料」を「ただし、付加保険料」に、「払いもどし」を「払い戻さない」に改め、同条を第九十六条とする。

第九十九条中「又は被保険者は、保険の目的たる漁船につき組合のてん補すべき損害」を「被保険者又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者（以下「組合員等」という。）は、漁船保険の保険の目的たる漁船につき事故が発生したとき、又は漁船舶主責任保険若しくは漁船乗組船主保険に係る漁船の運航に伴つて事故」に改め、同条を第九十七条とする。

第一百条中「保険の目的たる」を「保険に係る」に改め、同条中「組合による漁船の調査等」に改め、同条中「保険の目的たる」を「保険に係る」に改め、同条を第九十九条とする。

第一百一条の見出しを「（組合による漁船の調査等）」に改め、同条中「保険の目的たる」を「保険に係る」に改め、同条を第九十九条とする。

第一百二条中「左の」を「次の」に、「てん補すべき金額」を「てん補すべき損害の額又は支払うべき一定の金額」に、「てん補する責を免かれる」を「そのてん補し、又は支払うべき責を免れる」に改め、同条第一号中「保険の目的たる漁船につき、事故による損害」を「事故」に、「航行又は」を「保険に係る漁船を運航し、又は当該漁船により」に改め、同条第三号中「組合員」を「漁船保険又は漁船舶主責任保険にあつては、組合員」に、「保険の目的たる漁船」を「保険に係る漁船又はその運航」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「組合員又は被保険者が第九十九条」を「組合員等が第九十七条」に改め、同条第五号中「第百条第一項」を「第九十八条第一項」に改め、同条を第百条とする。

第一百三条中「又は」を「若しくは」に、「過失によつて生じた損害及び」を「損害（漁船舶主責任保険にあつては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害をてん補し、又は一定の金額を支払う責め」に改め、同条を第百一条とする。

（組合の経理）
第百三条 組合は、省令の定めるところにより、漁船保険事業のうち普通保険に係るもの及び特殊保険に係るもの、漁船舶主責任保険事業並びに漁船乗組船主保険事業ごとに経理を区分し、それぞれ会計を設けて整理しなければならない。ただし、これらの保険事業の業務の執行に要する経費及び付加保険料その他その経費に充てるための収入金に係る部分については、この限りでない。

第百五条及び第百五条の二を削る。

第百七条の見出し中「保険金額」を「保険金」に改め、同条第一項中「漁船保険に係る」を「第百三条の規定による」に、「保険金額の」を「保険金の」に、「保険金額を」を「支払うべき保険金の額を」に改め、同条第二項中「保険金額を」を「支払うべき保険金の額を」に、「保険金額は」を「保険金の額は」に改め、「政府」の下に「又は漁船保険中央会」を加え、「再保険金額」を「再保険金の額」に改め、同条を第百五条とする。

第百八条中「終」を「終わり」に、「漁船保険」を「漁船保険等」に改め、同条を第百六条とする。

第百九条を第百七条とし、第百十条を第百八条とし、同条の次に次の一条、節名及び款名を加える。

（商法の準用）
第百九条 組合の漁船保険事業等については、商法第六百四十四条から第六百四十六条まで（告知義務違反による契約の解除等）の規定を準用する。

第百十一条中「第六百四十四条から第六百四十八条まで」を「第六百四十七条、第六百四十八条」に、「漁船損害等補償法第百五条第一項第一号」を「漁船損害等補償法第百十一条の五第一項第一号」に改め、同条を第百十一条の六とし、同条の前に次の六条を加える。

（保険の目的）
第百十條 地域組合の漁船保険の保険の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とする。

第百十一條 業態組合の漁船保険の保険の目的たるべき漁船は、第七條第三項に規定する漁船であつて、総トン数千トン未満のものとする。

第百十二條 地域組合又は業態組合のいずれか一方の普通保険の保険の目的となつてゐる漁船は、他一方の普通保険の保険の目的となつてゐる漁船とすることができない。

第百十三條 地域組合又は業態組合のいずれか一方の特殊保険の保険の目的となつてゐる漁船は、他一方の特殊保険の保険の目的となつてゐる漁船とすることができない。

第百十四條 組合と組合員との間に普通保険の保険関係が成立してゐる漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の普通保険の保険の目的とすることができない。

第百十五條 組合と組合員との間に特殊保険の保険関係が成立してゐる漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

第百十六條 漁具は、定款の定めるところにより特約がある場合に限り、その属する漁船とともに漁船保険の保険の目的とすることができない。

前項の規定により漁具を漁船保険の保険の目

第二節 漁船保険
第一款 通則

第百十一條中「第六百四十四条から第六百四十八条まで」を「第六百四十七条、第六百四十八条」に、「漁船損害等補償法第百五条第一項第一号」を「漁船損害等補償法第百十一条の五第一項第一号」に改め、同条を第百十一条の六とし、同条の前に次の六条を加える。

（保険の目的）
第百十條 地域組合の漁船保険の保険の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とする。

第百十一條 業態組合の漁船保険の保険の目的たるべき漁船は、第七條第三項に規定する漁船であつて、総トン数千トン未満のものとする。

第百十二條 地域組合又は業態組合のいずれか一方の普通保険の保険の目的となつてゐる漁船は、他一方の普通保険の保険の目的となつてゐる漁船とすることができない。

第百十三條 地域組合又は業態組合のいずれか一方の特殊保険の保険の目的となつてゐる漁船は、他一方の特殊保険の保険の目的となつてゐる漁船とすることができない。

九

保険にあつては四箇月」とあるのは「一年」と、第百三十三条の七中「普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船乗組船主保険に係る漁船の運航」と、第百三十五條第二項中「漁船船主責任保険再保険事業」とあるのは「漁船乗組船主責任再保険事業」と、第百二十條第一項中「漁船船主責任保険に係る漁船を再保険の目的とする普通保険」とあるのは「漁船乗組船主責任に係る漁船に係る漁船船主責任保険」と、商法第六百六十三條中「保険料支払ノ義務」とあるのは「保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務」と読み替へるものとす。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 漁船船主責任再保険事業等

第五章中第百二十七條の前に次の節名を付する。

第一節 漁船船主責任再保険事業等

第百二十七條中「漁船船主責任再保険事業等」に、「図るため」を「図るとともに漁船船主責任再保険再保険事業等を行うことを目的として」に改める。

第百三十條中「及び第九号から第十三号」を「第八号及び第十号から第十四号」に改める。

第百三十二條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号を次のように改める。

一 漁船船主責任再保険事業等の算出

第百三十二條第二号中「損害」を「漁船船主責任再保険の事故及び損害」に改め、同條第三号中「保険引受」を「漁船船主責任再保険の引受」に、「及び再保険の目的たる漁船」を「漁船船主責任再保険の引受に係る漁船」に改め、同條第四号中「漁船船主責任再保険」に改め、同條第六号中「漁船船主責任再保険事業」を「漁船船主責任再保険事業等」に改め、同條第七号を同條第九号とし、同條第六号の次に次の二号を加へる。

七 漁船船主責任再保険再保険事業
八 漁船乗組船主責任再保険事業

第百三十三條第一項中「対して」の下に「漁船船主責任再保険の引受」を加へ、同條第二項中「算出する」の下に「漁船船主責任再保険の引受」を加へ、「漁船船主責任再保険事業等」に、「且つ」を「かつ」に改め、同條第三項中「その」の下に「漁船船主責任再保険の引受」を加へ、「且つ」を「かつ」に改め、同條第四項中「中央会は、」の下に「漁船船主責任再保険の引受」を加へ、同條の次に次の三條を加へる。

(再保険約款の認可)

第百三十三條の二 中央会は、漁船船主責任再保険再保険事業等について、次の事項を記載した再保険約款を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。

一 漁船船主責任再保険再保険事業等の細目に関する事項

二 再保険金額に関する事項

三 再保険料に関する事項

四 再保険責任に関する事項

五 漁船船主責任再保険再保険事業等の実施の方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、省令で定める事項

2 前項の再保険約款は、同項の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(認可の基準)

第百三十三條の三 農林水産大臣は、再保険約款の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、前條第一項の認可をしてはならない。

一 法令又は法令に基づく行政庁の処分違反するとき。

二 不当に差別的であるとき。

三 組合に過重な負担を課するものであるとき。

四 漁船船主責任再保険再保険事業又は漁船乗組船主責任再保険事業の健全かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあるとき。

(再保険約款の変更の認可)
第百三十三條の四 中央会は、第百三十三條の二第一項の再保険約款の変更をしようとするとき

は、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の変更については、第百三十三條の二第二項及び前條の規定を準用する。

第百三十四條中「漁船損害補償」を「漁船損害等補償」に改める。

第百三十七條中「左の」を「次の」に改め、同條第五号中「収支決算書」を「損益計算書」に改め、同号を同條第六号とし、同條第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同條第一号の次に次の一号を加へる。

二 漁船船主責任再保険再保険事業等の再保険約款の設定又は変更

第百三十七條の二の次に次の七條を加へる。

(再保険事業に係る特別の勘定)

第百三十七條の三 中央会は、漁船船主責任再保険再保険事業又は漁船乗組船主責任再保険事業に係る経理については、他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(解散の効果)

第百三十七條の四 中央会が解散したときは、組合との間に成立している漁船船主責任再保険及び漁船乗組船主責任再保険に係る再保険関係は、すべて、終了する。

2 前項の場合には、中央会は、まだ経過しない期間に対する再保険料を払い戻さなければならない。

(残余財産の処分)

第百三十七條の五 中央会が解散した場合において、清算人は、中央会の漁船船主責任再保険再保険事業又は漁船乗組船主責任再保険事業に係るそれぞれの特別の勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、それぞれ、政令で定めるところにより、一定年間にわたる組合の漁船船主責任再保険再保険事業又は漁船乗組船主責任再保険事業の利用分量に応じて、組合にこれを分配しなければならない。

(組合の先取特権)

第百三十七條の六 中央会から第百三十八條の六の規定による再保険料の払戻し又は再保険金の支払を受けるべき権利を有する組合は、同條の規定により払戻しを受けることができる再保険料の額又は第百三十八條の七の規定による再保険金の額につき、中央会の財産について他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順序は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(事業報告書の提出)

第百三十七條の七 中央会は、毎事業年度、省令の定めるところにより、事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該事業年度の終了後三箇月以内に、農林水産大臣に提出しなければならない。

(常例検査)

第百三十七條の八 農林水産大臣は、中央会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

(業務又は会計状況の検査)

第百三十七條の九 組合が総組合の十分の一以上の同意を得て、中央会の漁船船主責任再保険再保険事業又は漁船乗組船主責任再保険事業の業務又は会計が法令、法令に基づいて行政庁の処分、定款又は再保険約款に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、農林水産大臣は、中央会のその請求に係る事業の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(追徴金及び保険金額の削減)

第百三十八條第三項中「追徴金及び保険金額の削減」とあるのは「賦課金」を「追徴金の支払及び保険金の削減」とあるのは「賦課金の支払」に改め、同條第四項中「この場合において」の下に、「第三十一條の二第一項及び第三十八條第一項中「定款」とあるのは「定款、再保険約款」とを加へ、「損益計算書」を「損益計算書」に、「収支決算書」を「及び損益計算書」に改め、同條第七項に後段として次のように加へる。

「及び損益計算書」に改め、同條第七項に後段として次のように加へる。

「及び損益計算書」に改め、同條第七項に後段として次のように加へる。

「及び損益計算書」に改め、同條第七項に後段として次のように加へる。

「及び損益計算書」に改め、同條第七項に後段として次のように加へる。

「及び損益計算書」に改め、同條第七項に後段として次のように加へる。

「及び損益計算書」に改め、同條第七項に後段として次のように加へる。

「及び損益計算書」に改め、同條第七項に後段として次のように加へる。

「及び損益計算書」に改め、同條第七項に後段として次のように加へる。

「及び損益計算書」に改め、同條第七項に後段として次のように加へる。

「及び損益計算書」に改め、同條第七項に後段として次のように加へる。

この場合において、第八十五条第一項中「会計」とあるのは「会計（漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業に係るものを除く。）」と、同条第二項中「若しくは定款」とあるのは「定款若しくは再保険約款」と、第八十六条第一項中「第八十四条」とあるのは「第八十三条第七項において準用する第八十四条」と、「前条」とあるのは「同項において準用する前条若しくは第八十三条の八若しくは第八十三条の九」と、「若しくは定款」とあるのは「定款若しくは再保険約款」と読み替えるものとする。

第二章 漁船船主責任保険再保険事業等（再保険者）

第三百三十八条の二 中央会は、組合が漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主保険事業によつて被保険者及び一定の金額の支払を受けるべき者に対して負う保険責任の一部を再保険するものとする。

（再保険関係の当然成立）

第三百三十八条の三 組合とその組合員との間に漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険の保険関係が成立したときは、これによつて中央会と当該組合との間に当該保険に係る再保険関係が成立するものとする。

（再保険金額）

第三百三十八条の四 中央会と組合との間に成立する再保険関係に係る再保険金額（以下「中央会の再保険金額」という。）は、次のとおりとする。

- 一 漁船船主責任保険に係るものにあつては、てん補区分ごとに、当該てん補区分に係る保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額
- 二 漁船乗組船主保険に係るものにあつては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

（純再保険料率）

第三百三十八条の五 漁船船主責任保険に係る純再保険料率は、てん補区分ごとに、政令で定める一定年間に於ける各年のすべての組合の漁船船主責任保険の危険区分（第二百一十一条の規定により読み替えられた同条において準用する第十三条の四に規定する漁船船主責任保険の危険区分をいう。以下同じ。）に係るトン数区分（以下「漁船船主責任保険のトン数区分」という。）ごとの漁船船主責任保険に係る危険率を基礎として算定される漁船船主責任保険のトン数区分ごとの全組合平均の危険率を基準とし、農林水産大臣が、これに漁船船主責任保険のトン数区分間の調整を施し、これを基礎として漁船船主責任保険の危険区分ごとに定める一定率とする。

2 漁船乗組船主保険に係る純再保険料率は、組合の定款で定められた漁船乗組船主保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同率とする。

（再保険料の払戻し）

第三百三十八条の六 組合は、第五十一条第二項、第九十六条若しくは第二百一十条第三項又は第二百一十一条及び第二百二十六条において準用する第二百一十三条の七の規定により組合員に漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険の保険料の払戻しをすべきときは、中央会に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払戻しを請求することができる。

（再保険金）

第三百三十八条の七 中央会が支払うべき再保険金の金額は、次のとおりとする。

- 一 漁船船主責任保険に係るものにあつては、てん補区分ごとに、組合が支払うべき当該てん補区分に係る保険金の金額に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額
- 二 漁船乗組船主保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

（組合の通知義務）

第三百三十八条の八 組合は、漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険の保険関係が成立したときは、再保険約款の定めるところにより、当該保険関係に関する事項を中央会に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたとき、又は当該保険関係が消滅したときも、同様とする。

第三百三十八条の九 組合は、漁船船主責任保険又は漁船乗組船主保険に係る事故が発生したと認めるときは、遅滞なく、再保険約款の定めるところにより、その旨を中央会に通知しなければならない。

（再保険の免責）

第三百三十八条の十 次の場合には、中央会は、再保険約款の定めるところにより、支払うべき再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

- 一 組合が法令又は定款に違反して保険金を支払つたとき。
- 二 組合が保険金の額を不当に認定して支払つたとき。
- 三 組合が不正の目的をもつて前二条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

（準用規定）

第三百三十八条の十一 中央会の再保険については、第六百六条及び第六百七条並びに商法第六百四十六條、第六百六十二條及び第六百六十三條（損害保険の総則）の規定を準用する。この場合において、第六百六条中「漁船保険等」とあるのは、「漁船船主責任保険に係る再保険及び漁船乗組船主保険に係る再保険」と読み替へるものとする。

第五章を第四章とし、同章の次に次の一章を加える。

第五章 政府の漁船保険再保険事業等（再保険者）

第三百三十八条の十二 政府は、組合が漁船保険事

業によつて被保険者に対して負う保険責任及び中央会が漁船船主責任保険再保険事業によつて組合に対して負う再保険責任の一部を再保険するものとする。

（再保険関係の当然成立）

第三百三十八条の十三 組合とその組合員との間に漁船保険の保険関係が成立したときは、これによつて政府と当該組合との間に漁船保険に係る再保険関係が成立するものとする。

2 中央会と組合との間に漁船船主責任保険に係る再保険関係が成立したときは、これによつて、政令で定めるところにより、てん補区分ごとに、政府と中央会との間に、その保険責任の開始日が同一の会計年度に属する漁船船主責任保険に係る再保険関係（以下「同一年度再保険関係」という。）に係る再保険責任を一体として、これにつき漁船船主責任保険再保険事業に係る再保険関係が成立するものとする。

（再保険金額）

第三百三十八条の十四 普通損害保険及び特殊保険に係る再保険金額は、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とする。

2 満期保険に係る再保険金額は、満期による支払に係るものについては、保険金額に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とし、満期前の普通損害保険事故による支払に係るものについては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とする。

3 漁船船主責任保険再保険事業に係る再保険金額は、てん補区分ごとに、同一年度再保険関係に係る中央会の再保険金額の合計額のうち、政令の定めるところにより中央会の再保険責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額（以下「中央会責任再保険金額」という。）を超える部分の金額とする。

（再保険料率）

第百三十八条の十五 普通損害保険に係る再保険料率は、普通損害保険の危険区分及び組合ごとに、第二号の率と当該普通損害保険の危険区分の属する普通損害保険のトン数区分に係る当該組合の第一号の率とを合計して得た率とする。

一 政令で定める一定年間に於ける各年の組合ごと及び普通損害保険のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率の一部で、台風その他の異常な天然現象に係る部分の率（次号において「天災危険率」という。）のうち、農林水産大臣が普通損害保険のトン数区分ごとに定める標準危険率を超えるもののその超える部分の率（次号において「異常危険率」という。）を基礎として、農林水産大臣が組合ごと及び普通損害保険のトン数区分ごとに定める一定率

二 前号の政令で定める一定年間に於ける各年のすべての組合の普通損害保険のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率（その各危険率のうち天災危険率中に同号の標準危険率を超えるものがあるときは、当該危険率については、その率から当該危険率に係る異常危険率を控除した率とする。）を基礎として算定される普通損害保険のトン数区分ごとの全組合平均の通常の危険率を基準とし、農林水産大臣が、これを基礎として普通損害保険の危険区分ごとに定める一定率

2 満期保険に係る再保険料率のうち満期前の普通損害保険事故による支払に係る部分の率については、組合が当該満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任が始まる日において適用されている当該組合の普通損害保険に係る再保険料率に、普通損害保険のトン数区分その他第百三十三条の十一第二項の農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に応じて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

3 満期保険に係る再保険料率のうち満期による支払に係る部分の率及び特殊保険に係る再保険

料率は、組合の定款で定められた満期保険及び特殊保険の保険料率のうち、それぞれ、満期保険の満期による支払に係る部分の純保険料に対応する部分の率及び特殊保険の純保険料に対応する部分の率と同率とする。

4 漁船舶主責任保険再保険事業に係る再保険料率は、てん補区分ごとに、政府の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される率とする。

（再保険料の払戻し等）
第百三十八条の十六 組合は、第五十一条第二項、第九十六条、第百三十三条の七（第百三十三条の十六第三項において準用する場合を含む。）又は第百三十三条の十六第一項若しくは第二項の規定により組合員に保険料の払戻し又は払戻金の支払をすべきときは、政府に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払戻し又は払戻金の支払を請求することができる。

2 中央会は、漁船舶主責任保険に係る再保険料の払戻しをしなければならぬときは、政令の定めるところにより、政府に対し、再保険料の払戻しを請求することができる。

（再保険料の延滞金）
第百三十八条の十七 政府は、組合又は中央会が再保険料を納期日までに納付しなかつたときは、その組合又は中央会から、その未納付に係る金額につき、納期日の翌日から納付の日の前日までの日数に応じ、政令で定める割合をもつて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

（再保険金）
第百三十八条の十八 政府が支払うべき再保険金の金額は、次のとおりとする。

一 普通損害保険又は特殊保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

二 満期保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に満期による支払に係る部分の率及び特殊保険に係る再保険料率を乗じて得た金額

払うべき保険金の金額に満期による支払に係るもの又は満期前の普通損害保険事故による支払に係るものの区分により、それぞれ再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

三 漁船舶主責任保険再保険事業に係るものにあつては、てん補区分ごとに、中央会が同一年度再保険関係につき支払うべき再保険金の合計額のうち、当該同一年度再保険関係に係る中央会責任総再保険金額を超える部分の金額に相当する金額

（組合等の通知義務）
第百三十八条の十九 組合又は中央会は、漁船舶の保険関係又は漁船舶主責任保険に係る再保険関係が成立したときは、省令の定めるところにより、当該保険関係又は再保険関係に関する事項を農林水産大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更が生じたとき、又は当該保険関係若しくは再保険関係が消滅したときも、同様とする。

2 組合は、漁船舶に係る事故が発生したと認めるときは、遅滞なく、省令の定めるところにより、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

3 中央会は、省令の定めるところにより、漁船舶主責任保険再保険事業に係る政府が行う再保険事業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要と認められる事項を農林水産大臣に通知しなければならない。

（委付等による政府の取得権利）
第百三十八条の二十 組合は、省令の定めるところにより、委付によつて取得した一切の権利の行使又は処分に関する事項を定めて農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 農林水産大臣が前項の承認をしたときは、政府は、組合に対して再保険金額の全部につき再保険金を支払うものとする。

3 前項の規定により再保険金の支払を受けた組合は、委付によつて取得した一切の権利を行使し又は処分して得た金額からその行使又は処分した費用を控除した残額に、再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に還付しなければならない。

4 第百三十一條の六において準用する商法第六百六十一條及び第六百六十二條の規定によつて組合が権利を取得した場合については、前三項の規定を準用する。

（納付金）
第百三十八条の二十一 再保険金の支払を受けた中央会は、てん補区分ごとに、支払を受けた再保険金に係る同一年度再保険関係につき第百三十八条の十一において準用する商法第六百六十二條の規定により取得した権利を行使し又は処分して得た金額からその行使又は処分した費用を控除した残額に、当該支払を受けた再保険金の金額の当該同一年度再保険関係につき支払った再保険金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

（政府を相手方とする訴えの提起）
第百三十八条の二十二 組合又は中央会が、政府が漁船舶再保険事業等として行う再保険に関する事項につき、政府を相手方とする訴えを提起するに、農林漁業保険審査会の審査を経なければならない。

2 前項の審査の申立ては、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

（準用規定）
第百三十八条の二十三 政府が漁船舶再保険事業等として行う再保険については第百三十八条の十並びに商法第六百四十六條及び第六百六十三條（特別危険の消滅等）の規定を、政府が行う漁船舶再保険に係る再保険については商法第六百三十六條及び第六百三十七條（一部保険等）の規定を準用する。この場合において、第百三十八條の十の規定中「再保険約款」とあるのは「省令」と、「組合」とあるのは「組合又は中央会」と、「定款」とあるのは「定款若しくは再

置法に基づく漁船船主責任保険及び漁船乗組船

規定する権利義務が特別の勘定に帰属したときは、第一項の規定にかかわらず、失効前の臨時措置法の規定に基づく漁船船主責任保険及び漁船乗組船主責任に係る再保険事業に係る経理については、前項の規定により当該権利義務が帰属した特別の勘定において整理しなければならない。

(引受けの制限に関する経過措置)

第四条 漁船保険組合は、この法律の施行の日から一年間は、臨時措置法の失効の際現に失効前の臨時措置法第十一條の規定により締結されている漁船船主責任保険又は漁船乗組船主責任の保険契約に係る漁船(改正後の第三條第三項の普通保険の保険関係が成立しているものを除く。)につき当該保険契約の保険契約者である者から、当該保険契約の失効前に、改正後の同條第五項の漁船船主責任保険又は同條第六項の漁船乗組船主責任の申込みがあつたときは、改正後の第百十五條第一項又は第百二十三條の規定にかかわらず、当該漁船船主責任保険又は漁船乗組船主責任を引き受けることができる。

(罰則に関する経過措置)

第五条 臨時措置法の失効前にした臨時措置法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正)

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に、「漁船再保険事業」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第三条中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に、「普通保険二関スル」を「普通保険及漁船船主責任保険再保険事業二関スル」

に、「第百三十九條第二項」を「第百三十九條第三項」に、「第百四十條第一項」を「第百四十條」に改める。

第三条の二中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。

第三条の四「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に、「漁船再保険事業」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

附則第五項及び第七項中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。

2 改正後の漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の規定は、昭和五十六年度の予算から適用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号を次のように改める。

五 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第四章第一節

第二条第二号を次のように改める。

ワ 漁船損害等補償法

(漁船乗組員給与保険法の一部改正)

第八条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。

第三十一條の見出しを「(漁船損害等補償法等の準用)」に改め、同条中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に、「第九十二條」を「第九十一條」に、「第九十三條」を「第九十二條」に、「第百七條(保険金額の削減)」を「第百五條(保険金の削減)」に、「漁船乗組員給与保険事業及び漁船乗組船主責任再保険事業に関する書類を除く。」に、「漁船乗組員給与保

險」を「漁船乗組員給与保険に関する書類」に、「第百七條中」を「第百五條第一項中」に改め、「約款」との下に、「同條第二項中「政府又は漁船保険中央会」とあるのは「政府」とを加える。

第三十五條の見出しを「(漁船損害等補償法等の準用)」に改め、同条中「漁船損害補償法第百十五條、第百十六條第一項、第百十九條から第百二十一條(第二号を除く。))まで(政府の再保険事業)」を「漁船損害等補償法第百三十八條の八から第百三十八條の十(第二号を除く。))まで(漁船船主責任再保険事業等)、第百三十八條の十三第一項、第百三十八條の十四第一項」に、「再保険事業」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同條後段を次のように改める。

この場合において、漁船損害等補償法第百三十八條の八中「漁船船主責任再保険又は漁船乗組船主責任の保険関係」とあるのは「事業主との間に保険関係」と、「再保険約款」とあるのは「省令」と、「中央会」とあるのは「農林水産大臣」と、第百三十八條の九中「漁船船主責任再保険又は漁船乗組船主責任に係る事故が発生したと認めるとき」とあるのは「漁船乗組員給与保険法第十六條の規定による通知を受けたとき」と、「再保険約款」とあるのは「省令」と、「中央会」とあるのは「農林水産大臣」と、第百三十八條の十中「中央会」とあるのは「政府」と、「再保険約款」とあるのは「省令」と、同條第一号中「定款」とあるのは「約款」と、同條第三号中「前二條」とあるのは「漁船乗組員給与保険法第三十五條において準用する前二條」と、第百三十八條の十三第一項中「その組合員」とあるのは「事業主」と、「漁船保険」とあるのは「漁船乗組員給与保険」と読み替えるものとする。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第九条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十

三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。

(漁船積荷保険臨時措置法の一部改正)

第十条 漁船積荷保険臨時措置法(昭和四十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。

第三条第一項中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に、「漁船保険事業を行なう」を「漁船保険事業等を行なう」に改める。

第八条中「漁船損害補償法第九十六條第二項」を「漁船損害等補償法第九十五條第二項又は第百十一條の二第二項」に、「第九十六條の二第三項」を「第百十一條の三第三項」に改め、「又は同法第九十六條の三第三項」を削る。

第十二條中「漁船損害補償法第百五條の二」を「漁船損害等補償法第百三條」に改める。

第十三條の見出し及び同條第一項中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改め、同條第二項中「漁船損害補償法第五十一條、第九十三條から第九十五條まで、第九十七條から第九十九條まで、第百二條(同條第五号及び第六号を除く。)、第百三條、第百四條並びに第百七條から第百九條まで」を「漁船損害等補償法第五十一條、第九十六條、第九十七條、第百條(同條第五号及び第六号を除く。)、第百一條、第百二條、第百五條から第百七條まで並びに第百十一條の四」に、「漁船損害補償法第五十一條第二項」を「漁船損害等補償法第五十一條第二項」に、「普通通損害保険及び特殊保険」を「漁船保険等(満期保険を除く。))」に、「附加保険料」を「付加保険料」に、「第百二條第一号中「法令に」とあるのは「当該漁船積荷を積載した漁船が法令に」と、第百四條中「漁船」とあるのは「漁船積荷を積載した漁船」と、第百七條第二項中

「政府」とあるのは「漁船保険中央会」を「第九十七条中」、被保険者又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者」とあるのは「又は被保険者」と、「漁船保険の保険の目的たる漁船につき事故が発生したとき、又は漁船船主責任保険若しくは漁船乗組船主保険に係る漁船の運航に伴つて事故」とあるのは「保険の目的たる漁船積荷につき事故」と、第百条中「てん補すべき損害の額又は支払うべき一定の金額」とあるのは「てん補すべき損害の額」と、「そのてん補し、又は支払うべき」とあるのは「てん補する」と、同条第一号中「保険に係る漁船」とあるのは「当該漁船積荷を積載した漁船」と、同条第三号中「漁船保険又は漁船船主責任保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「保険に係る漁船又はその運航」とあるのは「保険の目的たる漁船積荷」と、第百一条中「若しくは船長」とあるのは「又は船長」と、「損害（漁船船主責任保険にあつては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故について、損害をてん補し、又は一定の金額を支払う」とあるのは「損害をてん補する」と、第百二条中「保険に係る漁船」とあるのは「保険の目的たる漁船積荷を積載した漁船」と、「損害をてん補し、又は一定の金額を支払う」とあるのは「損害をてん補する」と、第百五条第二項中「政府又は漁船保険中央会」とあるのは「漁船損害中央会」に改め、同条第三項中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。

第十四条第一項中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。

第十七条中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。

第十八条の見出し及び同条第一項中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改め、同条第二項中「漁船損害補償法第五十一条第一

項、第百七条第一項、第百八条、第百九条、第百八条及び第百九条から第百二十一条」を「漁船損害等補償法第五十一条第一項、第百五条第一項、第百六条、第百七条、第百三十八条の六及び第百三十八条の八から第百三十八条の十」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、漁船損害等補償法第百三十八条の六中「漁船船主責任保険又は漁船乗組船主責任保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、同法第百三十八条の八及び第百三十八条の九中「漁船船主責任保険又は漁船乗組船主責任保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「再保険約款」とあるのは「農林水産省令」と、同法第百三十八条の十中「再保険約款」とあるのは「農林水産省令」と、「前二条」とあるのは「漁船積荷保険臨時措置法第十八条第二項において準用する前二条」と読み替へるものとする。

第十八条第三項を削る。

第二十二條中「漁船損害補償法第百八条及び第百九条」を「漁船損害等補償法第百六条及び第百七条」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十一条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「漁船再保険事業」を「漁船保険再保険事業等（漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二条第三号の漁船保険再保険事業等をいう）」に改める。

第四条第六十六号中「漁船保険」の下に「漁船船主責任保険再保険事業」を加える。

第三十四条第一項の表農林漁業保険審査会の項中「漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）」を「漁船損害等補償法」に改める。

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、蜜系砂糖類価格安定事業団法案

蜜系砂糖類価格安定事業団法案

蜜系砂糖類価格安定事業団法案

目次

- 第一章 総則（第一条―第十三条）
- 第二章 役員等（第十四条―第二十七条）
- 第三章 業務（第二十八条―第三十条）
- 第四章 財務及び会計（第三十一条―第四十二条）
- 第五章 監督（第四十三条―第四十四条）
- 第六章 雑則（第四十五条―第四十六条）
- 第七章 罰則（第四十七条―第五十条）
- 附則

（目的）

第一条 蜜系砂糖類価格安定事業団は、糖及び生糸の価格について、安定価格帯を超える異常な変動の防止及び安定価格帯の相当水準における価格の安定に必要な業務を行い、もつて蜜系業の経営の安定に資すること並びに輸入に係る砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に必要な業務を行い、もつて国内産糖及び国内産ぶどう糖に係る関連産業の健全な発展と甘味資源作物及び国内産でん粉の原料作物に係る農業所得の確保並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 蜜系砂糖類価格安定事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 事業団の資本金は、附則第六条第四項の規定により出資があつたものとされた金額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

（出資）

第五条 次に掲げる者は、事業団に出資することができる。

一 養蚕業者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会

二 製糸業者（製糸業法（昭和七年法律第二十九号）第二条第一項の規定により免許を受けた者その他農林水産省令で定める者に限る。次号において同じ。）

三 製糸業者が直接又は間接の構成員となつている商工組合、商工組合連合会又は農林水産省令で定めるその他の法人

第六条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

（出資証券）

第七条 事業団は、出資に対し出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第八条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（出資者たる地位の喪失）

第九条 政府以外の出資者（以下単に「出資者」という。）は、その持分の全部の譲渡によつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

（持分の譲渡）

第十条 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第五条各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡を受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(登記)

第11条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第12条 事業団でない者は、蜜系砂糖類価格安定事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第13条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第14条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事一人を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第15条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第16条 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第17条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第18条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第19条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第20条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代理人の選任)

第21条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任期)

第22条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)

第23条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

第24条 運営審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 委員任期は、二年とする。

4 第17条第一項ただし書及び第二項並びに第十九条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第25条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第26条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第27条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 蜜系砂糖価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 生糸の買入れ、売戻し及び売渡しを行うこと（ハ又はこの業務に該当するものを除く。）。

ロ 繭の保管に要する経費の助成、その保管に係る繭の買入れ及びその買入れに係る繭の売渡し、加工又は生糸との交換を行うこと。

ハ 委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること及びその加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。

二 外国産の生糸、繭又は繭短繊維の輸入、繭糸価格安定法第十二条の十三の第三項に規定する輸入生糸又は同法第十二条の十三の五に規定する輸入繭等の売渡し又は買換え及び外国産の繭（買換えにより保有する繭を含む。）の加工又は生糸との交換を行うこと。

ホ イからニまでの業務に伴う生糸、繭又は繭短繊維の保管を行うこと。

二 砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第九号）の規定により次の業務を行うこと。

イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ 国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、第三十六条第一項に規定する蜜系産業振興資金を財源として、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他蜜系産業の振興に資するため、農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

る。

3 事業団は、前二項の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託)

第二十九条 事業団は、前条第一項第一号二の外国産の生糸、繭又は繭短繊維の輸入に関する業務の一部を輸入業者に委託することができる。(業務方法書)

第三十条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

3 事業団は、第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書を出資者に送付しなければならない。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第三十一条 事業団は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十八条第一項第一号イの業務(繭糸価格安定法第二章の規定による生糸の買入れ及び売渡しのに係るものに限る。)及び同号ロの業務並びにこれに伴う同号ホの業務並びにこれらに附帯する業務

二 第二十八条第一項第一号の業務(前号の業務に該当するものを除く。)及びこれに附帯する業務並びに同条第二項及び第三項に規定する業務

三 第二十八条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務

2 次の各号に掲げる金額に係る経理は、それぞれ

れ当該各号に定める勘定において行うものとする。

一 附則第六条第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額のうち、同条第一項の規定による承継の際改正前の繭糸価格安定法第十二条の四十三第二項の規定により同条第一項各号の業務に係る勘定において経理を行っている金額 前項第一号の業務に係る勘定

二 附則第六条第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額(前号の金額を除く。)及び第五条に規定する者が出資する金額 前項第二号の業務に係る勘定

(事業年度)

第三十二条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十三条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、第三十一条第二号の業務に係る勘定に前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類を出資者に送付しなければならない。

(財務諸表)

第三十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出してその承認を受けるとともに、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定に係る財務諸表を出資者に送付しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出し又は出資者に送付するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに

に財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、毎事業年度、前二項の規定により整理をしたとすれば、第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定及び同項第二号の業務に係る勘定のうち、一の勘定に前項の規定による繰越欠損金があることとなる場合において、当該繰越欠損金があることとなる勘定において経理される業務の円滑な運営を図るため特に必要があると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、当該繰越欠損金となるべき欠損金をうめるため、当該勘定に、当該積立金があることとなる勘定からその積立金となるべき金額の全部又は一部を当該積立金となるべき金額を減額して繰り入れることができる。

(蚕糸業振興資金)

第三十六条 事業団は、第三十一条第二号の業務に係る勘定に、蚕糸業振興資金を置くことができる。

2 事業団は、蚕糸業振興資金に係る経理については、第三十一条第二号の業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、第三十一条第二号の業務に係る勘定において前条第一項に規定する残余の額(同条第三項の規定により第三十一条第一項

第一号の業務に係る勘定に同項第二号の業務に係る勘定から繰り入れる場合においては、その繰り入れる額を当該残余の額から差し引いて得た額。以下同じ。)があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えない額を蚕糸業振興資金に充てることができる。

4 蚕糸業振興資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、蚕糸業振興資金に充てるものとする。

5 蚕糸業振興資金は、第四十条の規定により運用する場合のほか、第二十八条第二項に規定する業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

(糖価安定資金)

第三十七条 事業団は、第三十一条第三号の業務に係る勘定に、糖価安定資金を置くものとする。

2 事業団は、糖価安定資金に係る経理については、第三十一条第三号の業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡し及び同法第九条第一項の規定による売戻しに係る指定糖のうち同法第十条第一項第一号ロに規定する売戻しの価格により売戻しがされるものについての当該売渡しの対価と当該売戻しの対価との差額中当該売渡しの価格と安定下限価格(同号ロの安定下限価格をいう。)との差額に係る部分を糖価安定資金に充てるものとする。

4 糖価安定資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、糖価安定資金に充てるものとする。

5 糖価安定資金は、第四十条の規定により運用する場合のほか、砂糖の価格安定等に関する法律第六條第二項の規定による買入れ及び当該買入れに係る指定糖についての同法第九条第一項の規定による売戻しの業務に要する費用(同法

第五條第一項の規定による売渡し及び当該売渡しに係る指定糖についての同法第九條第一項の規定による売戻しに係る事業団の事務に要する費用のうち政令で定めるものを含む。）に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

第三十八条 事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限

第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団が第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定の負担においてする第一項の長期借入金又は短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府

が保証契約をすることが出来る債務を除く。
 について保証することができる。
 (交付金の交付)

第三十九条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、砂糖の価格安定等に関する法律の規定による国内産糖及び国内産かどうかの糖の買入れ及び売戻しの対価の差額（国内産糖又は国内産かどうかの糖について同法第二十四条第二項（同法附則第三条第七項において準用する場合を含む。）又は同法第二十九条第一項（同法附則第四条第七項において準用する場合を含む。）の規定により定めら

れる事業団の売戻しの価格が政令で定めるところにより同法第三条第三項に規定する国内産糖合理化目標価格を国内産糖又は国内産ぶどう糖の事業団に対する売渡しの価格に換算した額に満たない額である場合には、当該売戻しの価格と当該換算した額との差額に係る部分を除くに相当する金額を交付するものとする。

第四十條 事業団は、次の方法による場合を除く
ほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他農林水産大臣の指定する有価証

券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

（給与及び退職手当の支給の基準）
第四十一条 事業団は、その役員及び職員に対し

するときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

第四十二條 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（監督）
第四十三条 事業団は、農林水産大臣が監督する。

又は砂糖の価格安定等に関する法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をするこ

（報告及び検査）
第四十四条 農林水産大臣は、この法律、繭糸格安定法又は砂糖の価格安定等に関する法律施行するため必要があるとき、事

団若しくは第二十九条の規定により委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（解散）
第四十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。

第四十六條 農材水産大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四條第二項、第二十八條第二項若しくは第三項、第三十一條第一項、第三十三條第一項

又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による認可をしようとするとき。

第三十四條第一項 第三十五條第三項及び
第四十一條の規定による承認をしようとする
とき。

定をしようとするとき

第七章 罰則

第四十七条 第二十六条の規定に違反して、その

した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第四十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

第四十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、十万円以下の過料に処する。

の認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律により出資者に書類の送付をしな

にわたるに於ては、場合により、その言葉の意
付をしなかつたとき。

三 第八条第一項の規定に違反して、出資者の
十分の一を、戻したとき。

四 第九條第二項の規定に違反して、上算金の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

六 第二十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

業振興資金を運用し、又は使用したとき、
八 第三十七条第五項の規定に違反して、糖価
安定資金を運用し、又は使用したとき、
九 第四十條の規定に違反して、業務上の余剰

金を運用したとき

十 第四十三條第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

第五十條 第十二條の規定に違反した者は、五万

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

だし、附則第十五条から第二十九条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(事業団の設立)

第二条 農林水産大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林水産大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(日本蚕糸事業団の解散等)

第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 日本蚕糸事業団の昭和五十六年四月一日に始まる事業年度は、日本蚕糸事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 日本蚕糸事業団の昭和五十六年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により事業団が日本蚕糸事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本蚕糸事業団に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し政府及び当該政府以外の者から事業団に出資されたものとする。

5 日本蚕糸事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資

者が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

6 第一項の規定により事業団が日本蚕糸事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前の糖価協定法第十二条の四十三第三項各号の業務に係る勘定及び当該勘定以外の勘定において積立金として整理されている金額は、第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定及び同項第二号の業務に係る勘定において、第三十五条第一項の積立金として、それぞれ整理しなければならない。

7 第一項の規定により事業団が日本蚕糸事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前の糖価協定法第十二条の四十七の二第一項の規定により蚕糸業振興資金として置かれていた金額は、第三十六条第一項の蚕糸業振興資金として置かなければならない。

8 日本蚕糸事業団の解散については、改正前の糖価協定法第十二条の五十四第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

9 第一項の規定により日本蚕糸事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(持分の払戻し)

第七条 前条第四項の規定により政府以外の者が事業団に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、事業団に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一 附則第十五条の規定の施行後に糖価協定法第十二条の四の生糸の売渡しの申込みを行った者

二 当該請求の時に於いて糖価協定法第十二条の六の約定により生糸の売戻しを受けられる者

2 事業団は、前項の規定による請求があつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻し

をしなければならない。この場合において、事業団は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(糖価協定事業団の解散等)

第八条 糖価協定事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 糖価協定事業団の昭和五十六年四月一日に始まる事業年度は、糖価協定事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 糖価協定事業団の昭和五十六年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により事業団が糖価協定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前の砂糖の価格協定等に関する法律第五十二条第一項の規定により積立金として整理されている金額は、第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定において、第三十五条第一項の積立金として整理しなければならない。

5 第一項の規定により事業団が糖価協定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前の砂糖の価格協定等に関する法律第五十二条第一項の規定により糖価協定資金として管理されている金額は、第三十七条第一項の糖価協定資金として置くものとする。

6 第一項の規定により糖価協定事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第九条 附則第六条第一項の規定により事業団に承継される日本蚕糸事業団の長期借入金又は短期借入金に係る債務について改正前の糖価協定法第十二条の四十八第四項の規定により政府がした保証契約があるときは、当該保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は短期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

第十条 附則第六条第一項及び第八条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2 附則第六条第一項及び第八条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車等の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(職員に関する経過措置)

第十一条 日本蚕糸事業団又は糖価協定事業団の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第十一条第一項の復帰希望職員に該当するもののうち、引き続き事業団の職員となつたもの(以下「事業団関係復帰希望職員」という。)に係る同条第二項の規定の適用については、事業団及び事業団関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五十四年改正法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

2 事業団関係復帰希望職員に係る昭和五十四年改正法附則第十一条第四項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に蚕糸砂糖糖価協定事業団という名称を使用している者については、第十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十三条 事業団の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十七年三月三十一日に終わるものとする。

第十四条 事業団の最初の事業年度の事業計画、

予算及び資金計画については、第三十三条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(蘭系価格安定法の一部改正)
第十五条 蘭系価格安定法の一部を次のように改正する。

「第四章 日本蚕糸事業団」

第一節 総則(第十二条の十四・第十二条の二十六)
第二節 役員等(第十二条の二十七・第十二条の四十二)
第三節 業務(第十二条の四十三・第十二条の四十四)
第四節 財務及び会計(第十二条の四十五・第十二条の五十二)
第五節 監督(第十二条の五十三・第十二条の五十四)
第六節 雑則(第十三条・第十三条の二・第十三条の三)
第七章 罰則(第十七条・第十九条の二)

三、第十六条の二に改める。
七、第十九条の二に改める。

第二条中「日本蚕糸事業団」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第七条の二第一項第三号中「第十二条の四十三第一項各号」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第 号。以下「事業団法」という。)第三十一条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十二条の四十三第一項各号」を「事業団法第三十一条第一項第一号」に改める。

第十二条の四「第十二条の十八第二号」を「事業団法第五十二条」に改める。

第十二条の十三の二第一項及び第十二条の十三の四第二項中「第十二条の四十一の二」を「事業団法第二十九条」に改める。

第四章を削る。

第十三条第一項中「製糸業法」の下に「(昭和七十七年法律第二十九号)」を加える。

第十四条第三項を次のように改める。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第十四条に次の一項を加える。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十五条各号を次のように改める。

一 第七条の二第二項又は第十一条第一項若しくは第三項の規定により農林水産省令を定めようとするとき。

二 第十二条の十一第二項の規定による承認をしようとするとき。

第五章を第四章とする。

第十七条の前の見出し、第十七条の三及び第十八条の二を削る。

第十九条中「第十七条、第十七条の二及び第十八条」を「前三条」に改める。

第十九条の二を次のように改める。

第十九条の二 この法律の規定に違反して農林水産大臣の認可又は承認を受けなかつた場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

第十九条の三を削る。

第六章を第五章とする。

附則中第三項から第七項までを削り、第八項を第三項とする。

(蘭系価格安定法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 改正前の蘭系価格安定法(第十二条の二十九・第十二条の三十及び第十二条の三十八を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は改正後の蘭系価格安定

法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十七条 附則第十五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 日本蚕糸事業団の役員若しくは職員又は運営審議会の委員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用して

「第四章 糖価安定事業団」

第一節 総則(第三十条・第三十五条)
第二節 役員及び職員(第三十六・第三十八・第四十六・第四十八・第五十八・第六十・第六十二条)
第三節 業務(第四十七・第四十九・第五十・第五十二・第五十四・第五十六・第五十八・第六十・第六十二条)
第四節 財務及び会計(第四十九・第五十・第五十二・第五十四・第五十六・第五十八・第六十・第六十二条)
第五節 監督(第六十一・第六十三・第六十四・第六十六・第六十八・第七十・第七十二・第七十四・第七十六・第七十八・第八十・第八十二・第八十四・第八十六・第八十八・第九十・第九十二・第九十四・第九十六・第九十八・第一百条)
第六節 雑則(第六十三・第六十四・第六十六・第六十八・第七十・第七十二・第七十四・第七十六・第七十八・第八十・第八十二・第八十四・第八十六・第八十八・第九十・第九十二・第九十四・第九十六・第九十八・第一百条)
第七章 罰則(第六十五・第六十六・第六十七・第六十八・第六十九・第七十・第七十一・第七十二・第七十三・第七十四・第七十五・第七十六・第七十七・第七十八・第七十九・第八十・第八十一・第八十二・第八十三・第八十四・第八十五・第八十六・第八十七・第八十八・第八十九・第九十・第九十一・第九十二・第九十三・第九十四・第九十五・第九十六・第九十七・第九十八・第九十九・第一百条)

一条)に改める。

第五条第一項中「糖価安定事業団」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団」に改める。

第十条第一項第一号ロ中「及び第五十五条第一項」を削る。

第四章を削る。

第五章中第六十三条を第三十条とする。

第六十四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第六十四条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十四条を第三十一条とし、第五章を第四十章とする。

第六十五条の前の見出し及び同条を削り、第六十六・第六十七・第六十八・第六十九・第七十・第七十一・第七十二・第七十三・第七十四・第七十五・第七十六・第七十七・第七十八・第七十九・第八十・第八十一・第八十二・第八十三・第八十四・第八十五・第八十六・第八十七・第八十八・第八十九・第九十・第九十一・第九十二・第九十三・第九十四・第九十五・第九十六・第九十七・第九十八・第九十九・第一百条に改め、第六章中同条を第三十二条とし、第六十七・第六十八・第六十九・第七十・第七十一・第七十二・第七十三・第七十四・第七十五・第七十六・第七十七・第七十八・第七十九・第八十・第八十一・第八十二・第八十三・第八十四・第八十五・第八十六・第八十七・第八十八・第八十九・第九十・第九十一・第九十二・第九十三・第九十四・第九十五・第九十六・第九十七・第九十八・第九十九・第一百条を第三十三条とし、第六十八・第六十九・第七十・第七十一・第七十二・第七十三・第七十四・第七十五・第七十六・第七十七・第七十八・第七十九・第八十・第八十一・第八十二・第八十三・第八十四・第八十五・第八十六・第八十七・第八十八・第八十九・第九十・第九十一・第九十二・第九十三・第九十四・第九十五・第九十六・第九十七・第九十八・第九十九・第一百条及び第六

はならない義務については、附則第十五条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第十五条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)
第十九条 砂糖の価格安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

十九、十九を削り、同章を第五章とする。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十、改正前の砂糖の価格安定等に関する法律(第三十八・第三十九・第四十・第四十一・第四十二・第四十三・第四十四・第四十五・第四十六・第四十七・第四十八・第四十九・第五十・第五十一・第五十二・第五十三・第五十四・第五十五・第五十六・第五十七・第五十八・第五十九・第六十・第六十一・第六十二・第六十三・第六十四・第六十五・第六十六・第六十七・第六十八・第六十九・第七十・第七十一・第七十二・第七十三・第七十四・第七十五・第七十六・第七十七・第七十八・第七十九・第八十・第八十一・第八十二・第八十三・第八十四・第八十五・第八十六・第八十七・第八十八・第八十九・第九十・第九十一・第九十二・第九十三・第九十四・第九十五・第九十六・第九十七・第九十八・第九十九・第一百条)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は改正後の砂糖の価格安定等に関する法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第二十一、附則第十九条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(売戻特例法の一部改正)

第二十二、砂糖の価格安定等に関する法律第五十二条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律(昭和五十二年法律第八十五号。以下「売戻特例法」という。)の一部を次のように改正する。
第二条中「糖価安定事業団」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団」に改める。

第八部

農林水産委員会會議録第二号

昭和五十六年二月二十四日

【参議院】

昭和五十六年三月二日印刷

昭和五十六年三月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局